

自由民主党・道州制調査会「道州制に関する 第2次中間報告」(素案)に関する申し入れ

平成19年6月6日

全国知事会 道州制特別委員会
委員長 石井正弘

5月30日、自民党道州制調査会総会において、6月下旬に道州制に関する中間報告としてとりまとめられる予定の「素案」が示された。

この「素案」は、明治以来の中央集権体制から地方分権体制への大胆な転換が急務であるとの認識の下、これまでの統治機構を根本から変革し、新たな「国のかたち」を示していくものとして道州制を捉えている点で、全体として高く評価できる。

また、道州を都道府県に代わる広域自治体とし、国が本来果たすべき国家の存立や国家戦略に係る役割以外の事項については、政策の企画立案機能も含め原則として地方に移譲すべきとしているなど、その基本的認識は、全国知事会の「道州制に関する基本的考え方」と大きな相違はないものと理解しているところである。

これを受けて、6月4日に全国知事会・道州制特別委員会を開催し、この中間報告素案に対する意見をとりまとめたので、ここに我々の基本的な考え方と異なる主な論点について意見を申し上げたい。

1 道州と国の役割分担について

言うまでもなく、道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、補完性の原理に基づき、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するものでなければならない。

従って、道州制の検討に当たっては、中央省庁の再編による「国のかたち」を示すことが先であり、道州と国の役割分担の原則は、地方支分部局だけにとどまらず、「中央省庁の解体再編」が記述されるべきである。

また、内政に関する事務は基本的に地方が一貫して担うという我々の立場から見ると、「素案」で述べる道州と国の役割分担の原則には、国家の役割を安易に強調した議論が随所に見受けられ、そのため、交通・社会資本分野をはじめとして不明確で曖昧な部分が多く、国と地方の二重行政解消の観点から、強く懸念されるところである。

2 道州制における税財政制度について

道州制における税財政制度に関しては、国から地方への税源移譲税目として消費税を対象としていないが、地方税財源の充実強化と偏在是正には地方消費税の充実が最優先の課題である。また、国・地方間の財政調整として「シビル・ミニマム交付金」と称する新たな国からの交付金の創設を提案しているが、このような国庫補助負担金類似の交付金の創設は、地方の自由度・裁量性を高めることに繋がらず、これらは、いずれも地方分権推進の観点から大いに問題があるのではないかと考える。

さらに、将来（第二段階）においては道州間の財政調整システムも廃止するとしている点については、道州間の税財源の偏在がある中で、現実的でないと考える。

3 道州制議論の今後の進め方について

道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であり、現時点で、道州制の具体的なイメージについて国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。

自由民主党道州制調査会におかれては、我々が示した疑問点に対する答えを国民に明らかにし、国民的な幅広い議論を起こしていただくなど、真に地方分権の進展に寄与する道州制議論に向けた今後の検討に期待するものである。